

完了検査未受検の建築物の調査を実施します！

違反建築防止週間（10/15～21）

1 概要

国土交通省及び全国の行政庁が連携して実施する「違反建築防止週間（平成30年10月15日～21日）」に合わせ、全国一斉にパトロールが行われます。

本市では、完了検査未受検の建築物の調査を実施し、関係者に完了検査の受検を促すとともに、違反が確認された場合は、是正指導を行います。

2 調査対象建築物

工事種別が「増築」であり、平成29年4月1日以降に確認済証の交付を受け、平成30年8月31日以前に工事完了予定の建築物で、完了検査未受検のもの。

対象件数は60件程度。

3 調査実施日

平成30年10月15日(月)から10月19日(金)までの5日間

4 調査担当課

建築局違反对策課、建築指導課、情報相談課

完了検査とは…

建築工事の完了時に適法に建築されているか確認するための検査（建築基準法第7条）。なお、民間の指定確認検査機関が確認処分した建築物は、原則として、指定確認検査機関が完了検査を実施します（建築基準法第7条の2）。完了検査に合格した場合、検査合格の証である「検査済証」が交付されます。

お問合せ先	
建築局違反对策課長 曾根 進	Tel 045 - 671 - 3855

※本件は、神奈川県と同日に発表しています。